

第 3 9 8 回常任会議員会議議事録

1. 日時

平成 2 5 年 1 0 月 2 8 日 1 3 時 3 0 分

2. 場所

佐賀市「グランデはがくれ」

3. 議案

(1) 農地法第 4 条の規定による諮問について

(2) 農地法第 5 条の規定による諮問について

4. 出席者

○ 常任会議員

坂井 邦夫	田中 久男	前間 源吾	貝原 敏正	中川 惠次
古舘 義純	山口 友三郎	佐佐木幸夫	江頭 義太	谷口 司郎
田中 育夫	野口 好啓	古川 繁樹	岡口 重文	船津 和正

(計 1 5 人)

○ 県農山漁村課

祖川 副課長	高島 係長	坂口 主査	山口 副主査	吉牟田 主事
--------	-------	-------	--------	--------

○ 佐賀市農業委員会

古賀 係長	田島 主事	鶴 主事
-------	-------	------

○ 事務局

實松 局長	武藤 課長	椛島 主事
-------	-------	-------

5. 議長

船津 和正

6. 議事録署名者

前間 源吾	古舘 義純
-------	-------

議 事 内 容

事 務 局 長	<p>皆様、午前中の現地調査はお疲れ様でした。</p> <p>時間になりましたので、第398回常任議員会議を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、船津会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>第398回常任議員会議の開催に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。</p> <p>今月15日から始まった臨時国会では、「農地中間管理機構」の設置に関連する法律案等が出される予定であります。未だ全容は見えていません。しかし、本日、全国農業会議所が機構に関する説明会を開催していますので、様々な機会を捉え、随時情報をお繋ぎしたいと思います。</p> <p>ところで、本日の常任議員会議での農地転用の諮問案件は、農地法4条・30件、うち2,000㎡以上は5件。5条・64件うち2,000㎡以上は8件、計94件となっています。</p> <p>どうか慎重にご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、常任議員会議に入りたいと思います。</p> <p>本日の「第398回常任議員会議」につきましては、常任議員の総数18名に対し15名の出席をいただいておりますので、本会議は成立していることを報告いたします。</p> <p>また、農業会議会則第41条の2の第3項の規程に基づき、議長を船津会長にお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、只今から議事に入ります。</p> <p>本日の議事録署名者として、〇〇の〇〇会議員と〇〇の〇〇会議員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、農地法の規定による諮問に入ります。</p> <p>農地法第4条の規定による諮問及び第5条の規定による諮問について、一括上程します。</p> <p>諮問の内容について、県農山漁村課農地調整担当及び佐賀市農業委員会から、説明をお願いします。</p>
県農山漁村課	<p>(10月分の農地法諮問調書集計表により、転用用途別件数面積</p>

及び転用田畑別面積について内容説明。)

県の諮問調書の説明に移ります。農地法第4条関係は28件のうち、2,000㎡以上は5件。第5条関係は56件のうち、2,000㎡以上は6件。合計で84件の諮問をお願いしています。

2,000㎡以上の案件を説明します。

農地法第4条関係の〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請、〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請、〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請、〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請・〇〇〇〇申請の〇〇への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域にある農地であり、第3種農地と判断されることから許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域にある農地であり、第3種農地と判断されることから許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域にある農地であり、第3種農地と判断されることから許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は特定土地改良事業の施工に係る農地であることから第1種農地及び中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設であり、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であることから農用地区域内農地と判

断され、用途区分の変更である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

また、追加資料をお配りしました、2,000㎡未満の案件について説明いたします。農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、地域生産組合長等の同意書が取れなかったため、〇〇農業委員会での審議では不許可の意見を添えて今回進達されています。しかし、周辺農地への影響等を鑑みても許可妥当と判断されますので、諮問いたしました。他の2,000㎡未満の案件も併せて審議のほど、よろしく願います。

佐賀市農業委員会

佐賀市の諮問調書の説明に移ります。

農地法第4条関係は2件、そのうち2,000㎡以上は今回ありません。第5条関係は8件、そのうち2,000㎡以上は2件。合計で10件の諮問をお願いしています。

2,000㎡以上の案件を説明します。

農地法第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用についてですが、申請地は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域にある農地であり第3種農地と判断されることから許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用についてですが、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

2,000㎡未満の申請も併せて審議のほど、よろしく願います。

議 長

第4条関係30件、第5条関係64件の諮問のうち2,000㎡以上の案件について説明がありました。

ここで、2,000㎡以上の13案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議 長

はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同

(意見・質問・異議なし)

議 長

それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のと

おり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇会議員	確認です。転用地価格が〇〇,〇〇〇千円と他価格と比べて高いようですが、間違いないでしょうか。
県農山漁村課	間違いないです。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会	議員一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会	議員一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会	議員一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会	議員一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。
議	長	最後に、2,000㎡未満の案件については、一括してご意見

等をお伺いいたします。

ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇会議員 資料が追加された〇〇農業委員会経由の〇〇用地への転用については、同意書がないため委員会で不許可となったとのことですが、同意書を取るよう何かしらの法律で決められているのですか。

県農山漁村課 同意書については法定化されていませんが、トラブル防止のため、市町で慣例的に同意書を取っているようです。

〇〇会議員 (〇〇農業委員会会長) 今回の案件は、感情的な揉め事により地域の同意書が取れませんでした。現地を視察した農業委員は転用しても周囲に影響はないと判断しています。しかし、地元の同意書が取れないということから農業委員会としては否決という意見のもと、県に進達しています。

県農山漁村課 農地法では、市町農業委員会は申請があった日から40日以内に県に進達しなければならないとなっており、農業委員会で審議された結果、不許可の意見を付して県に進達されました。しかし、周囲の状況や周辺農地への影響を鑑みても許可相当である案件であると判断されます。

〇〇会議員 転用許可相当かは個々の案件の状況等で判断すべきであり、今回は周辺農業へ影響がないならば許可すべきではないでしょうか。

議長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。

会議員一同 (意見・質問・異議なし)

議長 それでは、先ほどご決定いただきました2,000㎡以上の案件と2,000㎡未満の案件と合わせ、本日諮問された農地法第4条関係28件及び第5条関係56件、合わせて84件については知事に、農地法第4条関係2件及び第5条関係8件、合わせて10件については佐賀市農業委員会会長に、許可を相当として答申いたします。

以上をもって、議事を終了いたします。

< 議 事 終 了 >

事務局 長	ありがとうございます。 それでは、報告事項について、事務局よりご報告します。
事務局	(それぞれ説明)
事務局 長	皆様方からご意見やご質問等ないでしょうか。
常任会議員	(意見・質問等)
事務局 長	ご意見等ないようでしたら、以上をもちまして、常任会議員会議を終了いたします。

15時00分